

# 令和5（2023）年度農地中間管理事業評価

令和6(2024)年6月19日  
農地中間管理事業評価委員会

## 1. 貸借実績について

中間管理機構を活用した貸付面積の累計は 11,352ha、令和5年度の貸付面積は 1,994ha と、中間管理機構の創設以来最多の実績となった。

また、令和5年度の栃木県の担い手への農地集積面積は 65,755ha であり、集積率は 54.5%と、前年度から 1.4 ポイント増加した。これは、全国で 15 位という地位にある。

## 2. 事業の推進について

中間管理機構では、市町、市町公社等 40 団体と業務委託契約を締結し、20 市町に 33 名の機構集積協力員を設置して事業の推進を図っている。また、栃木県、県農業会議、JA 中央会、県土連、県農業振興公社の 5 者協定に基づく一体的な推進を図っている。

## 3. 今後の課題等について

### (1) 今後の担い手への農地集積の取組

目標集積率 8 割に向けて関連施策を着実に推進することで、引き続き担い手へ農地を集積するとともに遊休農地の発生を防止する必要がある。特に、地域計画の策定と中間管理事業への一本化を契機に、農地集積を加速化させることが重要である。

### (2) 地域計画と中間管理機構

地域計画策定の進捗度合いは地域間に差が出ており、県の支援に加え中間管理機構やJAの職員が話し合いの場に積極的に関わっていくことが重要になる。

計画策定後には、地域計画に実効力を持たせることが重要となる。このため、ファシリテーター育成や先進事例の研修など、計画策定後も話し合いを継続させることが必要になる。また、目標地図を形骸化させることなく着実に実現させていくためには、中間管理機構が目標地図を確実に促進計画に結び付けるための取組が必要になる。

### (3) 中間管理事業への一本化と効果的な事業推進

中間管理事業への一本化に向け、現場の実状を考慮した事務手続きの検討や体制の整備、所有者と担い手双方への事業の利点等のPRなどが必要である。

また、農地施策や農村振興施策との相乗効果を発揮できるよう中間管理事業を推進することが重要となる。特に、機構関連型農地整備事業実施地区などで農地の集約化が実現できれば、スマート農業の導入などの将来を見据えた農業の実現にも寄与することができる。

## 4. 総合評価

中間管理事業への一本化により担い手への農地集積に対する中間管理機構の責任は重大になる。農家の所得が確保され、産業として農業経営が継続されることを念頭に、各種施策と併せて総合的に中間管理事業に取り組んでいくことを期待する。